

令和7年9月1日時点

# 綾川町過疎地域持続的発展計画 (旧綾上町地域) (案)

令和8年度～令和12年度



令和7年9月

香川県 綾川町

## 目 次

1 基本的な事項	1
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	8
3 産業の振興	10
4 地域における情報化	13
5 交通施設の整備、交通手段の確保	14
6 生活環境の整備	16
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	19
8 医療の確保	21
9 教育の振興	22
10 集落の整備	24
11 地域文化の振興等	25
12 再生可能エネルギーの利用の推進	26
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	27
過疎地域持続的発展特別事業一覧	28

## 1 基本的な事項

### (1) 旧綾上町地域の概況

#### ア 旧綾上町地域の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

##### 自然的条件

本地域は香川県のほぼ中南部に位置し、東西 15km、南北 7km、面積 71.20k m<sup>2</sup>の地域である。林野が多く、面積の 62.2%を林野が占める。

南部は標高 500m～800m の高峰でまんのう町旧琴南町地域に接し、北部及び西部は 100m～150m の丘陵をなし旧綾南町地域に接している。南部山地に源を発する溪流は合して綾川となり、長柄ダムを経て旧綾南町地域、坂出市へ流入している。綾川本流の上流に沿う柏原溪谷は讃岐百景の一つになっており、これらの溪谷やダム湖などの水とみどりの豊かな自然が広がっている。

##### 歴史的条件

本地域は、明治 23 年、市町村制施行により粉所村、山田村、西分村、羽床上村の 4 ヶ村となった。昭和 29 年には、町村合併促進法により 4 ヶ村の合併で綾上村となり、昭和 37 年 2 月 1 日、町制施行に伴い綾上町となった。その後、平成 18 年 3 月 21 日、市町村の合併の特例に関する法律により綾南町と合併し、綾川町となり現在に至っている。

##### 社会的条件

本地域の 65 歳以上の高齢者の割合は、平成 2 年度において 23.1%に達し、超高齢社会を迎え、令和 2 年度には 44.9%に上昇している。また、地域の次代を担う若年層の流出と定住意向の低下に歯止めがかからず、急速に進行する少子・高齢化への対策が本地域の最大の課題となっている。

交通については、一般国道 377 号が綾川に沿って本地域の北部を東西に走り、主要県道が南北に交差しており、県庁所在地である高松市への道路は比較的整備されているが、鉄道がなく公共交通機関の整備が不十分である。

令和 6 年 5 月には旧小学校区を単位として 4 地区（粉所・西分・山田・羽床上）で地区活性化協議会が設立され、新たな共助の担い手として「末永く住み続けられる、持続可能な地域」を目指して各協議会が地域課題解決のための事業に取り組んでいる。

##### 経済的条件

本地域の基幹産業である農業は、良質米の生産地として高く評価されているものの、不利な地形条件などから生産性が上がりず後継者不足が顕著であり、担い手の高齢化などとともに産業としての停滞が続いている。

そうした中、令和 7 年 1 月には旧綾上中学校跡地を IT 関連企業へ貸付し、AI 開発用 GPU 専用データセンターを誘致した。さらに、同年 4 月には旧西分保育所を農業を主軸とした民間企業にサテライトオフィスとして貸し付けた。

#### イ 旧綾上町地域における過疎の状況

##### 人口等の動向

本地域の人口は、昭和 29 年の 4 ヶ村合併当時の 12,469 人をピークとして、その後産業構造の変化と高度経済成長時代を迎え、若年層を中心として地域外への就職・進学、また家族での転出などが多くなり、人口が著しく減少することとなった。令和 2 年国勢調査時における人口は 4,894 人で、ピーク時に比べて 60.8%の減少をみた。昭和 50 年代以降は、過疎対策など各種振興事業の効果により、減少率は鈍化の傾向を示したが、近年再び拡大傾向となっている。これらの人口の

減少は、主として若年層の流出とこれに伴う出生数の低下に起因するものであり、地域内での高齢化が急速に進んでいることを表している。

#### これまでの過疎法に基づくものも含めた対策と現在の課題及び今後の見通し

昭和45年の過疎地域対策緊急措置法以来、順次過疎対策に係る計画策定を行い、これに基づき生産基盤や生活環境及び交通通信施設である道路網などに重点を置き、着実に整備を行ってきた。

交通体系の整備としては、平成26年度にバス路線を再編整備し、平成27年4月より、全時間帯において、町営バスとデマンドタクシーを同時運行することで本地域の利便性の向上を図り、さらにその後も数度の路線改正を重ねている。

生活環境の整備としては、買物弱者支援事業として、町商工会とイオン綾川店が連携して移動スーパーを実施している。

しかし、移動スーパーや公民館にも行くことができない高齢者などの支援のために、今後は地区活性化協議会と連携するなど、更なる交通空白の解消策を講じる必要がある。

#### ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、香川県の総合計画等における位置付け等を踏まえた旧綾上地域の社会経済的発展の方向の概要

基幹産業である第1次産業への就労割合は、令和2年の県全体4.7%に対して、本地域は14.5%と高いものの、昭和35年の77.6%と比較すると、大幅に減少しており、第2次産業、第3次産業への移行が進んでいる。一方で、農林業は自然環境の保全や水源のかん養などの多面的な機能を発揮するとともに、棚田の保全を通じた交流活動や都市住民の憩いの場として過疎地の関係人口創出の役割を担っている。今後も農林業の振興に向けて、中山間地域の圃場整備など重点的に進めていく必要がある。加えて、後継者不足などによる遊休農地に対しても対策を講じていかなければならない。

地場産業としては、酒造業や食品加工業などが立地しており、商業としてはうどん屋やカフェなどの飲食店のほかに電気設備会社や建設会社などがあるが、後継者不在により廃業した事業者もある。

工業としては本地域に4団地整備されているが、新たな工業団地の整備は行われていない。

一方で、新たな産業の創出として遊休施設を活用して積極的にサテライトオフィスの誘致を行い、産業の創出のみならず、地域の新たな担い手の確保を進める必要がある。

また、地域の特性や条件を生かした多様な産業の展開を促進するとともに、創造的な企業の育成や、新たな事業展開を図る地元企業の活動を支援し、持続的発展を図る。

#### (2) 人口及び産業の推移と動向

本地域における人口の推移は、昭和40年から昭和45年の減少率10.1%をピークに、減少率は鈍化傾向にあったが、昭和60年以降、再び減少率が拡大の方向を示すようになった。特に65歳以上の高齢者の占める割合が44.9%（令和2年国勢調査）となり、年を追うごとに増加している。

また、人口の年齢別構成からは令和2年国勢調査によると0歳から14歳が379人（7.7%）、15歳から64歳が2,320人（47.4%）、65歳以上が2,195人（44.9%）となっている。このことから、今後も自然減を中心とした人口減少傾向が続くものと見込まれ、少子・高齢化に拍車がかかることが懸念される。

産業別人口でも、昭和 35 年と比べ、令和 2 年国勢調査では第 1 次産業が 77.6%から 14.5%に、第 2 次産業が 6.8%から 24.3%に、第 3 次産業が 15.6%から 59.3%へ推移しており、今後もこの傾向は進むものと考えられる。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

【綾川町旧綾上町地域】

区 分	昭和 50 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率※	実数	増減率※	実数	増減率※	実数	増減率※
総 数	人 8,172	人 7,531	% △7.8	人 6,498	% △20.4	人 5,470	% △33.1	人 4,894	% △40.1
0 歳～14 歳	1,339	1,195	△10.8	696	△48.0	514	△61.6	379	△71.7
15 歳～64 歳	5,553	4,593	△17.3	3,622	△34.8	2,796	△49.6	2,320	△58.2
うち 15 歳～29 歳(a)	1,762	991	△43.8	858	△51.3	561	△68.2	489	△72.2
65 歳以上(b)	1,280	1,743	36.2	2,180	70.3	2,159	68.7	2,195	71.5
(a)/総数 若年者比率	% 21.6	% 13.2	—	% 13.2	—	% 10.3	—	% 10.0	—
(b)/総数 高齢者比率	% 15.7	% 23.1	—	% 33.5	—	% 39.5	—	% 44.9	—

※増減率は昭和 50 年の実数との比較

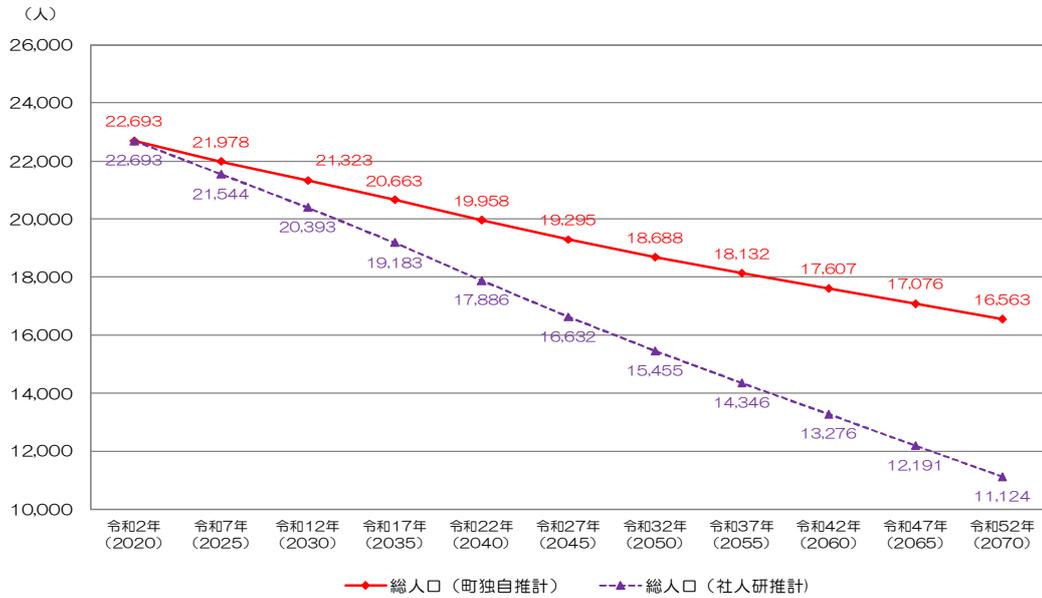
【綾川町】

区 分	昭和 50 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率※	実数	増減率※	実数	増減率※	実数	増減率※
総 数	人 22,556	人 24,509	% 8.7	人 25,628	% 13.6	人 23,610	% 4.7	人 22,693	% 0.6
0 歳～14 歳	4,162	4,326	3.9	3,317	△20.3	2,777	△33.3	2,618	△37.1
15 歳～64 歳	15,363	15,590	1.5	15,692	2.1	13,014	△15.3	11,814	△23.1
うち 15 歳～29 歳(a)	5,175	3,838	△25.8	3,882	△25.0	2,895	△44.1	2,543	△50.9
65 歳以上(b)	3,031	4,593	51.5	6,608	118.0	7,808	157.6	8,188	170.1
(a)/総数 若年者比率	% 22.9	% 15.7	—	% 15.1	—	% 12.3	—	% 11.2	—
(b)/総数 高齢者比率	% 13.4	% 18.7	—	% 25.8	—	% 33.1	—	% 36.1	—

※増減率は昭和 50 年の実数との比較

表 1-1 (2) 人口の見通し (第 3 期綾川町人口ビジョン)

【綾川町】



(3) 市町村行財政の状況

①行政の現況と動向

住民の行政に対する要望は、価値観や生活様式の多様化・個性化などを背景に多様化、複雑化している。その行政ニーズを把握し、的確に対応できるよう、組織の横断的な行政対応や業務時間などの弾力的運用を図るとともに、支所を始めとする組織・機構のあり方について検討を進めていく。

また、デジタルを活用した行政サービスを検討、展開していくことで、より利便性を高め、住民サービスの向上に努めていく必要がある。

②財政の現況と動向

令和 6 年度地方財政状況調査によると、本町の歳入総額は 134 億 350 万 7 千円であり、うち主要な自主財源である町税は 29 億 5,097 万 9 千円で、歳入総額の 22.0% となっており、自主財源全体でも 53.4% となっている。このことから地方交付税などに依存した財政構造といえる。

また、歳出総額は 127 億 9,022 万 5 千円であり、うち普通建設事業費が 9.8% となっている。公共施設整備については大型公共事業が集中していたため、近年増加傾向にあるが、集中していた大型事業への対応として事前に財源確保を行っていたことから比較的安定した財政運営が行えているといえる。

しかしながら、令和 3 年度時点の公共施設等総合管理計画においては、今後 40 年間のインフラ資産も含めた施設の更新費用が約 825.4 億円と試算をしているところであり、現状の予算規模では財政の硬直化が進行することが懸念され、重要施策の選択と集中をより徹底させるとともに、義務的経費も含め、経常経費全般の縮減に向けた抜本的な取組みが急務となっている。

③施設整備水準等の現況と動向

地域住民のニーズに沿った社会資本整備を積極的に推進したことで、各方面においてかなりの効果を見ることができている。道路舗装率は 99.8%、水道普及率は 99.1%

と改善され、農道、林道においても計画的に整備が図られ、地域住民の日常生活及び産業の振興に寄与している。

しかし、地域内の医療施設については町営の診療所と個人医院が各々2箇所ずつ運営されているが、診療所の設備の充実が望まれているとともに、安定した医療従事者の確保が急務である。

生活環境施設については、若者の定住化や高齢者福祉の視点から改善などの整備を進めていく必要がある。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 6 年度
歳入総額 A	11,213,673	11,033,653	11,583,530	13,403,507
一般財源	6,523,240	7,635,531	7,480,586	8,812,995
国庫支出金	902,253	622,288	1,814,777	1,212,240
都道府県支出金	740,154	699,856	745,513	963,372
地方債	600,000	890,000	149,900	889,300
うち過疎債	0	0	0	77,300
その他	2,448,026	1,185,978	1,392,754	1,448,300
歳出総額 B	10,164,623	9,822,749	10,659,785	12,790,225
義務的経費	2,792,280	2,738,790	3,981,079	3,803,500
投資的経費	2,557,847	1,837,157	794,494	1,266,439
うち普通建設事業	2,540,318	1,817,212	788,242	1,261,427
その他	4,477,704	3,046,498	5,382,784	7,720,286
過疎対策事業費	336,792	383,092	501,428	399,237
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,049,050	1,210,904	923,745	613,282
翌年度へ繰越すべき財源 D	223,300	577,373	260,942	111,407
実質収支 C-D	825,750	633,531	662,803	501,875
財政力指数	0.55	0.54	0.51	0.49
公債費負担比率	5.5	4.2	4.7	2.9
実質公債費比率	△0.6	△2.1	△2.4	△1.9
起債制限比率	△2.1	△5.2	△6.2	△5.9
経常収支比率	80.8	83.6	79.1	79.4
将来負担比率	—	—	—	—
地方債現在高	4,138,013	4,044,301	3,945,270	5,403,766

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

【綾川町旧綾上町地域】

区 分	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末	令和 3 年度末	令和 6 年度末
市町村道					
改良率 (%)	61.1	66.7	67.6	67.6	67.1
舗装率 (%)	98.7	99.6	99.9	99.9	99.8
農 道					
延長 (m)	11,896	16,658	17,922	17,922	17,922
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	9.5	10.3	10.3	10.3
林 道					
延長 (m)	24,235	24,727	24,727	24,727	24,727

林野 1ha 当たり林道延長 (m)	6.3	—	6.5	6.5	6.5
水道普及率 (%)	89.7	96.5	96.7	96.7	99.1
水洗化率 (%)	70.5	68.2	93.0	93.1	97.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0

#### 【綾川町】

区 分	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末	令和 3 年度末	令和 6 年度末
市町村道					
改良率 (%)	65.0	65.0	66.9	67.0	67.2
舗装率 (%)	98.3	98.3	99.0	99.0	99.1
農 道					
延長 (m)	17,837	23,872	25,136	25,136	25,136
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	9.5	10.3	10.3	10.3
林 道					
延長 (m)	25,812	26,519	26,519	26,519	26,519
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	5.7	5.9	5.9	5.9	5.9
水道普及率 (%)	93.7	98.6	96.7	96.7	98.0
水洗化率 (%)	57.4	76.2	93.0	93.1	95.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	13	11	11	11	12

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

水とみどりにあふれる豊かな自然環境や地域資源を活かし、少子・高齢化や人口減少の現状を踏まえた地域づくりを進め、「末永く住み続けられる、持続可能な地域」の実現に努める。

そのためには、多様な人材の協力・連携が必要であることから、住民と行政の協働のほかに、多様な地域のステークホルダーや地域外の人材との「新結合」によるまちづくりを進める。

その中で、自然や歴史・景観・生活環境などの保全、快適な生活空間の確保、機能性に優れた中心拠点の形成、農業、工業、商業などそれぞれの特性に応じた産業基盤や広域的なネットワークを形成する交通体系の確立、光ファイバーによる情報通信基盤の活用などについて、ハード、ソフトの両面から総合的な取組みを推進し、地域の活性化・自立化を図る。

#### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

過疎地域の持続的発展を図るため、本計画の目標として次の項目を定める。

項目	現状	目標
本地域における人口の増減	▲148人 (令和6年)	▲50人 (令和12年)

#### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年施策の達成状況を確認するとともに、計画期間満了後の令和13年度において議会へ報告する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

合併後の公共施設の整備については、学校施設の耐震化や大規模改修、更新など施設分類ごとに緊急性の高いものから整備を進めてきた。しかしながら、将来的な人口予測や財政状況、利用状況の変化への対応を考慮した場合には、施設分類ごとの優先度だけを考慮するのではなく、公共施設総量の削減や財政負担の軽減及び平準化を図る必要がある、そのためには町全体の公共施設を網羅した公共施設の総合的な管理に係る基本的な方針が必要となる。

公共施設を安全かつ安心して利用できる健全な状態で提供することにより町民サービスの質を確保するとともに、保有する公共施設を自らが維持、更新できる量まで削減することにより将来的な財政負担の軽減を図るため、以下の4つの基本方針を掲げる。

①施設保有量の最適化

財政状況や人口規模に応じて、必要な機能やサービスを集約するなど、施設保有量の最適化を図る。また、不要資産、活用予定のない資産については、売却（借受資産の返却を含む）、貸付け、地区等への移譲を基本とし、実質の施設保有量の削減を進める。

また、危険建築物、貸付け等が困難な施設については、解体することを基本とし、施設保有量の削減を進める。

②施設の適切な維持管理

定期的な点検、現状把握を行い、劣化や損傷が分かり次第、迅速な対応を行うことにより、施設ごとに適切な保全を図り、長寿命化や耐震化を進める。

③コストの抑制と財源確保

現在の契約手法に見直しを行うことや、民間のノウハウを取り入れることなど、効果的・効率的に施設を運営していく。また、町有の遊休施設や遊休地の有効活用を推進する。

④推進体制とマネジメントサイクルの構築

公共施設等の課題解決に向け、本町の公共施設マネジメントを推進していくため、全庁横断的な推進体制を構築する。また、行政サービスのあり方について検討を行う際にも本計画を活用する。

綾川町過疎地域持続的発展計画に記載された全ての施設等の整備については、上記総合管理計画の4つの基本方針に適合している。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ①移住・定住

本地域の人口は、令和2（2020）年が4,894人で、昭和50（1975）年の8,172人と比較して約40%減少している。また、若年者比率は約22%から約10%に減少した一方で高齢者比率は約13%から約36%に増加した。

人口減少により地域経済の規模が縮小し、地域の活力が低下するとともに、生産年齢人口（15～64歳）の減少によって税収が減少し、地域で支え合う生活の維持も困難になりつつある。

#### ②地域間交流

本地域では「斎田」を縁として岡崎市六ツ美地区と交流活動を行っているほか、合併を機に、北海道秩父別町との姉妹町交流を実施している。また、高松市と締結していた定住自立圏形成協定を発展的に移行し、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を結ぶことにより、「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏」を形成する市町との交流も活発化している。こうしたことから、町内の本地域以外の住民を始め、都市住民や他市町の住民との交流の場を確保し、相互交流活動の拡充を進めていく必要がある。

#### ③人材育成

人口減少や少子・高齢化が進むことで、担い手不足によりコミュニティ活動の継続が困難となってきた。

また、地域の伝統文化を継承していく後継者対策も継続して行っていく必要がある。

### (2) その対策

#### ①移住・定住

魅力ある自然環境などの強みを活かして、県外も含めた他市町からの移住促進を図るとともに、若い世代に関心の高い教育環境を更に充実させ、若者に選ばれ、定着してもらえる町を目指すため、UJIターンによる移住の促進や定住化支援の充実を図る。

#### ②地域間交流

活発な交流により地域の活性化を図ることを基本に、合併によって生まれた余剰スペースなどを利用した交流拠点の整備や観光資源を活用した事業の実施など、広く地域外の住民との交流を展開していく。

#### ③人材育成

公共施設の貸付による企業誘致・サテライトオフィスや地域プロジェクトマネージャーを活用した地域おこし協力隊の登用による外部人材を地区活性化協議会などの地域組織と結びつけることで移住・定住をはじめ、地方振興や魅力発信を行い、関係人口の創出を図る。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業  移住・定住	若者定住促進補助金交付事業交付上 限額引上げ	町	若者の定住 を促進し、将 来にわたり 地域の活性 化が図られ る。
	地域間交流	綾上中学校跡地等利活用事業 (内容) 旧綾上中学校跡地の貸付に伴 う、外部人材を活用した地方振興 や関係人口の創出に向けた利活 用を図る。	町	関係人口を はじめとす る地域間交 流を促進し、 将来にわたり 地域の活性 化が図られ る。
		山田こども園分所分園跡地利活用事 業 (内容) 旧山田こども園分所分園跡地を 地区活性化協議会に貸付し、地方 振興や関係人口の創出に向けた利 活用を図る。	町	関係人口を はじめとす る地域間交 流を促進し、 将来にわたり 地域の活性 化が図られ る。
		旧西分保育所跡地利活用事業 (内容) 旧西分保育所跡地への企業誘致 やサテライトオフィスの誘致を推 進し、地方振興や関係人口の創出 に向けた利活用を図る。	町	関係人口を はじめとす る地域間交 流を促進し、 将来にわたり 地域の活性 化が図られ る。
	人材育成	地域プロジェクトマネージャー配置 事業 (内容) 地域プロジェクトマネージャー を配置することで、本地域と行政 の橋渡し役を担い、本地域の地域 課題の解決を図る。	町	地域社会の 担い手を育 成すること で、将来にわ たり地域の 活性化が図 られる。
		地域おこし協力隊配置事業 (内容) 各地区活性化協議会に地域おこ し協力隊を配置し、地方振興や関 係人口の創出による地域の活性化 を図る。	町	地域社会の 担い手を育 成すること で、将来にわ たり地域の 活性化が図 られる。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合  
この分野に関するものはない。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ①農林業の振興

農業を取り巻く環境は、めまぐるしい諸情勢の変化により年々厳しい経営状況となっている一方で、新規企業立地などが見込めない状況の中にあっては、農業を地域の有力産業として改めて見直し、付加価値化を図り、産業として自立できる強い経営体質にすることが求められている。このため、生産基盤の整備、優良品種の導入や畜産振興、さらには農作業の受委託促進、特産品の開発などに取り組み、生産性の高い農業に構造変化させようと様々に工夫しているが、後継者不足や中山間地域としてのハンディなどから依然として厳しい局面を打開するには至っていない。遊休農地の解消はもちろんのこと、消費者のニーズに即し、かつ地域の特色を活かした安全性、収益性の高い農業振興に努めていく必要がある。

また、林業については計画的に山林の管理、保全に努めてきたが、林業従事者の高齢化などにより、保全管理が困難な状況となっており、その対応が求められている。

##### ②商工業の振興

本地域は地場産業に加えて企業誘致により工業団地が稼動し、雇用の場を創出している。商工業の振興は、地域経済の活性化や若者の定住化を進めていく上で重要な要因の一つである。既存企業の体質強化を図るとともに、町域全体のバランスに配慮した優良企業の誘致に努め、就業機会の拡充と地域住民の所得向上に寄与する必要がある。

また、地域における商業はほとんどが日用品、食料品小売の小規模商店で占められており、まとまった商店街は形成されていない。しかし、町内全体においては、大型商業施設の進出が相次いだことにより、今後は双方の特長を活かし、互いに補完しあうことで地域ごとに多様化するニーズに対応可能な施策の展開を図っていく必要がある。

##### ③観光の振興

讃岐百景の一つにも選ばれている柏原溪谷や県内でも珍しい風穴を有する高鉢山など、その豊かな自然が本地域最大の観光資源である。この自然を活かし、キャンプ場施設の整備や高松空港を一望できる高山航空公園の整備を進めてきたところである。近年のうどんブームや山なみ芸術祭等のアートイベントにより観光地としての評価も高まりつつあり、新型コロナウイルスの感染拡大により停滞していた観光入込客も戻りつつある。

また、今後魅力ある特産品の開発や滝宮地区でリニューアルオープンした道の駅滝宮と連携した農産物のPR及び販売体制の確立、農家民宿を活用した着地型観光の推進など、観光の振興と地域経済の活性化が直結していくような工夫が必要である。

##### ④情報通信技術の利活用

情報通信技術が飛躍的に発展し、これらの利活用が地域課題の解決につながることを期待されると同時に、デジタル化社会への要請は一層高まっている。

本地域においても、情報通信技術の利活用が地域課題の解決及び居住地や勤務地の選択可能性の拡大に資するものと考えられるため、本地域の特性に応じた情報化を推進する必要がある。

#### (2) その対策

##### ①農林業の振興

農業については、生産基盤の整備を計画的に推進するとともに担い手農家への農地の

集積や、環境保全型農業・畜産業の振興、さらには収益性の高い作目・作型の導入や流通、販売面の革新への取組みなどを促し、産業として自立できる農業の確立に努めるとともに、遊休農地の解消に向けた取組みを進める。

また、林業については林道等の基盤整備や施業の集約化による搬出間伐などの推進とともに森林組合や民間事業者と連携し、森林レクリエーションの開発や間伐材などの利用促進に取り組み、林業経営の複合化や森林保全に努める。

### ②商工業の振興

地域経済の活性化や若者の定住化などを図るため、今後も優良企業の誘致促進に努めるとともに、既存の中小企業に対する支援・育成に努める。

商業についても、環境整備や経営意識の改革などを促し、魅力ある身近な商店としての機能形成に努める。

また、商工会などを通じて、大型商業店舗との連携、機能分担を進めることで、地域住民のニーズに即した新たな商業形態の確立に努める。

### ③観光の振興

地域一体となった特色ある観光開発を行うため、基本となる観光開発方針の確立を図り、柏原溪谷、高鉢山、高山航空公園、長柄ダムや田万ダムなどを観光拠点として民間活力の誘導も含めた総合的な整備を進める。

また、既存の観光資源の掘り起こしや、これらのネットワーク化について瀬戸・高松広域連携中枢都市圏を形成している市町との連携の視点も加味して進めるとともに、農家民宿を活用した着地型観光の推進を図り、観光交流を起爆剤とした産業振興や地域イメージの向上に努める。

### ④情報通信関連産業の振興

情報通信関連産業は、今後も大きな成長が期待されるとともに、若者にとって魅力的な産業分野でもあることから、過疎地域の経済活性化や人口の流出抑制・社会増のためにも、情報通信関連産業の振興や情報通信技術の活用促進に取り組むことが重要である。

情報通信関連産業の育成・誘致に向けた取組みなどを通じて、情報通信技術を活用した新サービスの創出や生産性向上による産業競争力の強化を促進し、若者の働く場の創出により町内定着を図るとともに、町内経済の活性化を図る。

## (3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	県営農業競争力強化農地整備事業 中山間地域型 鎌手地区	県	
		県営地域ため池総合整備事業 綾上地区	県	
		小規模ため池防災対策特別事業	町	
	林 業	森林整備事業	町	
	(2) 観光及びレクリエーション	長柄ダム周辺整備事業	町	
		柏原溪谷整備事業	町	
(3) 過疎地域持続的				

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
	発展特別事業 第1次産業	多面的機能支払事業  (内容) 農道・水路等の維持管理、軽微な補修、景観形成などの活動を支援する。 (効果) 地域における様々な状況の変化に対応し、将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上が図られる。	町	地域における様々な状況の変化に対応し、将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上が図られる。
		中山間地域等直接支払事業  (内容) 農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために、集落協定などに基づく農業生産活動等を行う農業者等を支援する。 (効果) 高齢化が進む地域において、耕作放棄の発生防止や農業生産活動の継続的実施、集落機能の活性化等の効果が将来に渡って及ぶ。	町	高齢化が進む地域において、耕作放棄の発生防止や農業生産活動の継続的実施、集落機能の活性化等の効果が将来に渡って及ぶ。

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
綾川町旧綾上町地域	製造業 農林水産物等販売業 旅館業 情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記3(2)及び(3)のとおり

(iii) 他市町との連携

産業の振興については、その施策について周辺市町や関係団体と連携して実施する。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画の施設類型の管理に関する基本方針について、公園については下記のとおり定めており、施設整備の内容は適合している。

① 公園

基本方針	内容

数量に関する基本方針	公園施設は、現状として機能を代替することができないため、数量は現状維持とする。
品質に関する基本方針	利用者の利便性や防犯性を考慮しつつ、維持管理を行う。
コストに関する基本方針	公園施設の長期的な維持管理コストの縮減及び公園施設の安全性確保と機能保全を図る。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

本地域では全ての地域で光ファイバーによる情報通信基盤の利用が可能となっており、地上デジタル放送の難視聴もほぼ解消しているものの、一部地域においては移動体通信の不感地帯となっている。

住民生活における利便性の向上について、情報インフラを活用した更なる行政サービスの向上、効率化が求められている。

### (2) その対策

町内全域で利用可能となっている光ファイバーによる情報通信基盤の活用を通じて、ハード、ソフトの両面から地域が抱える課題に対し総合的な取組みを推進し、行政サービスの向上と効率化を図る。

### (3) 計画

計画期間である令和8年度から令和12年度の間では実施すべき事業がない。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

この分野に関するものはない。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ①町道の整備

町道については、令和7年4月現在、118路線、総延長131.9kmを有しており、改良率（67.1%）、舗装率（99.8%）ともに比較的順調な整備が進められている。

しかし、地理的条件や生活環境の改善などの観点から勘案すると、今後も計画的な改良が望まれるとともに、小中学校の通学路あるいは地域住民の生活道路として歩行者などの安全確保を図るため、自歩道や交通安全施設の整備が求められている。

加えて、道路インフラの適切な維持管理によって生活利便性を維持しつつ、安全・安心を確保していく必要がある。

#### ②交通確保対策

本地域における公共交通機関として南部を運行していた町営バス2路線が、令和6年4月からデマンドタクシーの拡充と合わせて廃線となった。町営バスでは利用客の固定化が課題となっていたが、デマンドタクシーの拡充に伴い、より多くの利用客が利用するようになった。合併による町域の拡大や、今後の瀬戸・高松広域連携中枢都市圏での取り組みなどから、地域住民の移動範囲はますます広域化していくことが予想されるため、施策の連携や役割分担を行うなど、町の境界にとらわれない、町民の視点に立った取り組みが求められている。

### (2) その対策

#### ①町道の整備

広域交通網の整備方針等を踏まえた上で、より一層便利で安全な社会生活と円滑な産業活動を確保し、地域間相互の有機的連携を強化するため、幹線道路や生活道路について計画的な整備を図る。

また、既存の道路インフラについては、事後保全から予防保全への転換を図り、ライフサイクルコスト（LCC）も考慮した上で計画的に点検、修繕を行うなど適切な維持管理に努める。

#### ②交通確保対策

住民福祉の向上はもとより、地域外からの交流客などの交通手段を確保するためにも、町営バスのみならず、福祉バス、スクールバスなどの在り方についても、その利用状況を勘案しながら、住民にとってより利便性の高い交通施策について総合的な検討を行うとともに「綾川町地域公共交通計画」を策定し、交通手段の確保・充実に努める。

### (3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	栗原長柄線道路改良	県・町	
		長柄新名線道路改良	県・町	
		西長柄線道路改良	県・町	
		赤羽線道路改良	県・町	
		橋梁修繕工事	町	
		舗装修繕工事	町	
	(2)農道	長柄農免道道路改良	町	
	(3)林道	林道長柄線道路改良	県・町	
	(4)過疎地域持続的発展	デマンドタクシー運送事業	町	自宅から固定

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
	特別事業 公共交通	(内容) 公共交通の空白地域における高齢者や学生などの足としてデマンドタクシーを運行する。 (効果) 自宅から固定目的地まで運行するデマンドタクシーを運行することで、地域内に限らず、町内外へのアクセスや目的に応じた利用が可能となり、将来にわたり地域における利便性の確保が図られる。		目的地まで運行するデマンドタクシーを運行することで、地域内に限らず、町内外へのアクセスや目的に応じた利用が可能となり、将来にわたり地域における利便性の確保が図られる。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画の施設類型の管理に関する基本方針について、インフラ資産に関する方針に適合している。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ①上下水道の整備

本町の水道は、平成 30 年 4 月 1 日より県内 1 水道として綾川町を含む 8 市 8 町が事業統合し、香川県広域水道企業団として事業運営を開始している。本町の水道普及率は 97.6%であり県平均の 99.5%を下回っている状況である。本地域の上水道は、昭和 48 年度に着手し、平成 25 年度にかけて順次整備を行ったが、過疎化に伴い将来の水需要は減少を続ける一方、激しい高低差など地理的制約を受けるため、ポンプ場などの施設を多く抱えており、維持管理に係る経費も多大となっている。また、耐用年数を経過しようとする施設や配水管路の更新をはじめ、生活様式の変化や多様化を受けて、水量確保及び水質保全の適切な管理が必要となってくる。さらには、南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率が、80%程度に引き上げられたことから、災害に強い水道づくりが急務となっている。

また、生活排水の処理においては、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽を組み合わせた水質保全を行い、それぞれの特性を活かした効率的な対策により、公共用水域の水質の改善又は保全を行うと共に生活環境の向上を図っている。ただし、栗原地区農業集落排水施設は、小規模事業であり、地区内人口の減少及び施設の老朽化が課題となっている。

#### ②消防防災施設

本地域に組織されている消防団は、団員の高齢化や就業構造の変化に伴い消防力の低下が懸念される状況にある。地域に占める林野面積は 62.2%となっており、ひとたび火災となれば被害が甚大となるおそれがあることから、より一層の消防施設の整備充実と人員の確保を図っていく必要がある。

さらに、山間部においては急傾斜地区が多数あり、台風や大雨時には不安の中で生活している住民もいることから、防災施設の整備や急傾斜地崩壊防止対策事業の推進、自主防災組織の育成強化を図る必要がある。

#### ③公営住宅

本地域ではこれまで、若年層を中心とした人口の流出を防止し、都市住民の町内移住の促進を図るため、町営住宅や移住・定住促進住宅の整備を行ってきた。今後は U J I ターン希望者も含めた住宅需要を見極めつつ、計画的な増設や改良などを検討していく必要がある。

### (2) その対策

#### ①上下水道の整備

安全で良質な水源を確保するとともに、老朽施設の改良などを計画的に推進し、水の安定供給を図る。

また、衛生的で近代的な住民生活の確保と公共水域の清らかな水環境を守るため、計画的かつ効果的な手法による污水处理施設の整備を図るとともに、水環境保全のための対策を講じていく。

#### ②消防防災施設

住民の生命と財産を守っていくため、常備・非常備の連携による消防体制及び自主防災組織の充実並びに消防防災施設の整備を図るとともに、風水害、土砂災害などの未然防止対策を促進する。

### ③公営住宅

適切な管理運営や整備の促進、さらには民間活力の導入などにより、住宅の供給促進を図るとともに、若年層の定住化の促進や高齢化への対応など、時代の変化に対応した住宅施策を進め、総合的な居住環境の向上に努めることで、定住人口の着実な増加を目指す。

#### (3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	
6 生活環境の整備	(1) 下水道処理施設 その他	合併処理浄化槽設置整備事業	町		
	(2) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	一般廃棄物最終処分場土堰築堤工事	町		
	(3) 公営住宅	改良住宅建替等事業	町		
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	農業集落排水施設運営事業  (内容) 地域内の農業集落排水施設(1箇所)の維持管理経費 (効果) 衛生的で近代的な生活環境の保全が図られる。		町	衛生的で近代的な生活環境の保全が図られる。
		し尿最終処理業務委託  (内容) 隣接する高松市への委託料 (効果) 将来にわたり衛生的で近代的な生活環境の保全が図られる。		町	将来にわたり衛生的で近代的な生活環境の保全が図られる。
		火葬業務委託  (内容) 指定管理者への委託料 (効果) 効率的な運営と接客サービスの向上などにより、将来にわたり行政サービスの水準確保・強化が図られる。		町	効率的な運営と接客サービスの向上などにより、将来にわたり行政サービスの水準確保・強化が図られる。
		環境  (内容) 民間事業者への委託料 (効果) 将来にわたり衛生的で近代的な生活環境の保全が図られる。	塵埃収集業務委託	町	将来にわたり衛生的で近代的な生活環境の保全が図られる。
	塵埃中間処理業務委託	町	将来にわた		

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		(内容) 隣接する高松市への委託料 (効果) 将来にわたり衛生的で近代的な生活環境の保全が図られる。		り衛生的で近代的な生活環境の保全が図られる。
	防災・防犯	常備消防委託  (内容) 隣接する高松市への委託料 (効果) 消防体制の充実により将来にわたり安全・安心なまちづくりが図られる。	町	消防体制の充実により将来にわたり安全・安心なまちづくりが図られる。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画の施設類型の管理に関する基本方針について、町営住宅等及び供給処理施設については下記のとおり定めており、施設整備の内容は適合している。

① 町営住宅等

基本方針	内容
数量に関する基本方針	統廃合・更新にあたっては、「綾川町町営住宅等長寿命化計画」に基づき適切に実施する。 現在の入居者への影響も大きいことから、入居者との意見交換を行ないながら慎重に統廃合を進める必要がある。
品質に関する基本方針	「綾川町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化や改修を実施し、居住の安定と質の向上を図る。
コストに関する基本方針	「綾川町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、ライフサイクルコストの縮減と事業費の平準化を図る。

② 供給処理施設

基本方針	内容
数量に関する基本方針	施設の利用状況を踏まえ、現状を維持する。
品質に関する基本方針	施設の長寿命化を最優先とする。
コストに関する基本方針	水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図る。 指定管理制度等により、サービスの向上と維持管理コストの縮減を図る。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ①子育て環境の確保

本地域には幼稚園と2箇所の保育所があったが、近年の少子化の進行と若年層の流出により入園者数が減少し、一部の保育所では余裕保育室も出るなど施設の適正配置の検討が必要となってきた。このことから平成21年11月に学校等再編整備検討委員会からの答申を受け、令和2年度から保育所を教育・保育が一体化した認定こども園として運営しており、令和4年に本地域内にある幼稚園が廃園となった。

しかし一方では、家族形態や就労形態の多様化など社会情勢の変化に伴い、乳児保育、延長保育、一時保育など保育需要も多様化しており、年齢に合わせた幼児教育（就学前教育）と乳幼児の健全育成のための積極的な対応も求められている。

#### ②高齢者の保健及び福祉

本地域における65歳以上の高齢者人口の占める割合は、令和2年国勢調査で44.9%に上り、香川県全体の高齢者人口比率（31.2%）と比べ非常に高く、今後も福祉施策を必要とする住民の増加が一層進むと考えられる。

しかし、若年層の流出や核家族化、扶養意識の変化など家庭を取り巻く環境は変化し、地域における相互扶助機能も低下してきている状況にある。

このような中、本地域においては社会福祉センターや総合保健施設など保健福祉の拠点整備に取り組んできたが、多様化する住民ニーズに対し効果的かつきめ細かに対応していくためには、もはや行政のみの取り組みでは不十分である。

今後は社会福祉協議会を始めNPO団体、地域運営組織、自治会などと連携を深めながら、コミュニティーケアやボランティア活動の充実など重層的な地域福祉体制をつくり上げていくとともに、円滑な地域福祉活動に資するための施策の充実を進める必要がある。

また、老人クラブ活動や生涯学習活動などを通じて、高齢者の生きがい対策にも種々取り組んでいるが、シルバー人材センターのより一層の活用などにより、高齢者の多様化するニーズに対応していく必要がある。

#### ③その他の保健及び福祉

障害者福祉に関しては、障害者の意志や意欲を尊重しつつ、自立と社会参加を促進するための取り組みが一層求められている。障害者が地域の一員として自立し、安心していきいきと生活できるような環境づくりが必要である。

### (2) その対策

#### ①子育て環境の確保

次代を担う子どもの健やかな育成を図るため、こども園などの適正配置や設備の充実を進めるとともに、乳児保育、延長保育、一時保育などの保育需要を見きわめた上で効果的に実施していく。また、地域に開かれたこども園体制の充実に努め、子育て支援の中核施設として機能強化を図る。

#### ②高齢者の保健及び福祉

社会福祉の需要の増大・多様化に対応して地域における相互扶助、コミュニティーケアの定着を図るため、福祉団体などの活動に対する支援強化や担い手確保に努め、住民の自主的、主体的な参加による地域福祉活動の充実を図るとともに、保健・医療・福祉の

連携を図ったサービス提供体制や相談体制の充実に努めていく。

また、住民が「生涯現役」の気持ちを持つことができるよう啓発事業を進めるとともに高齢者の健康と生きがいがづくり体制の充実を図る。

さらに、高齢者が身近な場で筋力の維持向上や認知機能の低下を防ぐために、健康の保持に役立つスポーツの振興を図るとともに、健診などの保健事業、健康づくりや介護予防事業についても推進していく。

### ③その他の保健及び福祉

障害者福祉の分野では、外出支援や就労支援などの充実を図り、障害者の自立と社会参加を促進するとともに、地域に根ざしたきめ細やかな介護・生活支援サービスの充実・強化に努めていく。

### (3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 認定こども園	児童保育施設ICT整備事業	町	
		こども園改修事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	放課後児童クラブ運営事業  (内容) 運営に係る経費 (効果) 放課後児童クラブ運営により、将来にわたり子育て環境の充実が図られる。	町	放課後児童クラブ運営により、将来にわたり子育て環境の充実が図られる。
	高齢者・障害者福祉	買物弱者支援事業  (内容) 移動販売に係る経費及び販売拠点までの移動支援等生活支援に係る経費 (効果) 将来にわたり高齢者の食生活の改善や心身機能の維持向上が図られる。	町	将来にわたり高齢者の食生活の改善や心身機能の維持向上が図られる。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画の施設類型の管理に関する基本方針について、子育て支援施設については下記のとおり定めており、施設整備の内容は適合している。

#### ① 子育て支援施設

基本方針	内容
数量に関する基本方針	教育系施設や文化系施設、保健福祉施設との統廃合を視野に、数量の削減を図る。
品質に関する基本方針	子どもが日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行い、予防保全型管理により施設の安全性を確保する。
コストに関する基本方針	水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図る。 こども園については、指定管理制度等により、サービスの向上と維持管理コストの縮減を図る。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本地域の医療機関は、個人開業医院では、内科・消化器科・小児科と歯科の2医院と町営の診療所（綾上・羽床上）の2診療所があり、入院設備はないが地域住民の健康を守る上で、大きく貢献している。

しかし一方では、生活習慣病の増加による疾病構造の変化や住民の健康に対する意識の高まりにより、健康診査・検診における受診科目は多様化傾向にあり、より設備の整った質の高い医療が求められている。

このようなことから、今後は住民一人ひとりが健康でいきいきと過ごせるような自主的な健康づくり活動の推進を図るとともに、医療機器の整備や他の病院などとの連携を強化するなど、医療施設としての機能強化を図っていく必要がある。

### (2) その対策

生涯にわたる健康を維持、増進するため、住民の自主的な健康づくり活動や組織活動を支援するとともに、総合保健施設を拠点としたネットワークを構築し、保健・医療・福祉の連携強化を図る。

また、町営の陶病院や他の民間病院などとの連携強化により、地域医療体制、施設の機能強化の促進を図る。

### (3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	大規模改修事業	町	
		X線TV装置更新事業	町	
		CT装置更新事業	町	
		内視鏡更新事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	子育て支援医療費支給事業  (内容) 18歳に達する日以後、最初の3月31日までの医療費支給 (効果) 医療費負担の軽減により、医療機関を受診しやすい環境となることに加え、将来にわたり子育て支援、少子化対策にも効果がある。	町	医療費負担の軽減により、医療機関を受診しやすい環境となることに加え、将来にわたり子育て支援、少子化対策にも効果がある。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画の施設類型の管理に関する基本方針について、医療施設については下記のとおり定めており、施設整備の内容は適合している。

#### ①医療施設

基本方針	内容
数量に関する基本方針	施設の利用状況を踏まえ、周辺施設との集約化を検討し、数量の削減を図る。
品質に関する基本方針	患者が日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行ない、予防保全型管理により施設の安全性を確保する。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ①学校教育・幼児教育

本地域は、現在、小学校1校を有している。これは従前5校あったものを平成17年度に統合したものである。中学校は従前1校あったが、生徒数の減少により学級編成、部活動、運動会等の学校運営や地域的な活動にも支障をきたしており、再編整備を進める必要があったことから、令和4年4月、旧綾南町地域に統合中学校を開校した。令和7年5月現在で、小学校児童146人、中学校生徒81人が就学しているが、少子化の動向から今後も減少することが見込まれる。

また、近年の少子化の進行と若年層の流出により入園者数が減少していたことから、令和4年度に本地域内の幼稚園が廃園となった。

今後も状況に応じて再編整備を進めるなど、施設面における良好な教育環境を確保していかなければならない。

#### ②生涯学習

生活水準の向上や余暇時間の増大などを背景に、住民の間には生涯を通じて自己を高め、生きがいのある生活を送りたいという欲求が強まっている。このことから、今後とも各公民館を拠点とした学習機会の創出や生涯学習支援体制の確立・強化などに努めていく必要がある。

#### ③スポーツ・レクリエーション活動

近年の健康志向の高まりの中で、体力づくりやスポーツ・レクリエーション活動に対する関心は高まっており、本地域においても、ふれあい運動公園を拠点として各種スポーツ教室の開催や多種多様なスポーツ団体が活動している。本地域は令和3年に人工芝グラウンドを整備したことに伴い県内のホッケー活動の拠点となったことにより、日本ホッケー協会から公式ホッケータウンに認定された。また、令和6年にはサイクルロードレースが始まり、スポーツへの盛り上がりが加速している。こうした環境整備は地域における定住化の促進にも大きく貢献することから、今後、民間活力の導入などを検討しつつ、柔軟な発想のもと施設の整備、充実を図っていく必要がある。

### (2) その対策

#### ①学校教育・幼児教育

子どもの個性や能力について十分に配慮し、日常生活に必要な基礎知識を身につけさせるとともに、生涯学習の基礎を培い、豊かな心を持ちたくましく生きる力を養うことを重視した魅力ある学校教育・幼児教育を目指す。

家庭や地域との連携を強化しつつ、こども園や中学校施設の適正な配置について十分な検討を行った上で、充実した施設整備を計画的に進める。

また、統合中学校の開校に伴う旧中学校の跡地利用について、AI開発用GPU専用データセンターが誘致されたことから、ICT教育の推進に向けて本センターと連携を図っていく。

#### ②生涯学習

学習意欲の高まりやそれに対するニーズの高度化、多様化に対応して、住民が生涯を通じて、主体的に学習活動が続けられるよう、教育分野をはじめ文化、福祉、環境など

の関連団体との連携強化のもとに総合的な学習環境の整備を図る。また、あらゆる場において人権教育活動を展開し、誰もが差別なく暮らすことのできるようなまちづくりに向けた人権意識の普及高揚に努めていく。

### ③スポーツ・レクリエーション

健康で心豊かな人づくりを目指して、多様化する住民ニーズに柔軟に対応していくため、民間活力の導入などを検討し、効率的・効果的に施設の整備充実を図るとともに、各世代に対応した多様な活動や交流事業を推進する。

### (3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 給食施設 その他	綾上学校給食調理場整備事業	町	
		学校情報教育施設整備 小中学校 パソコン更新	町	
		学校施設照明器具整備事業 (小学校照明器具のLED化)	町	
		小学校外壁等改修工事	町	
	(2) 集会施設、体育施設 等 体育施設	地区体育館改修工事	町	
		ふれあい運動公園改修工事	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画の施設類型の管理に関する基本方針について、スポーツ・レクリエーション等施設及び学校教育系施設については下記のとおり定めており、施設整備の内容は適合している。

#### ①スポーツ・レクリエーション等施設

基本方針	内容
数量に関する基本方針	スポーツ・レクリエーション系施設は、現状として機能を代替することができないため、数量は現状維持とする。但し同一の種目競技については、競技の変更、廃止を検討する。
品質に関する基本方針	施設の長寿命化を図る。 利用性を高めるために、設備の更新等を図るが、更新にあたってはライフサイクルコストの縮減の観点から省エネ機器への転換を図る。
コストに関する基本方針	指定管理制度等により、サービスの向上と維持管理コストの縮減を図る。 省エネ機器への改修によりランニングコストの縮減を図る。

#### ②学校教育系施設

基本方針	内容
数量に関する基本方針	綾川町立学校等再編整備調査特別委員会方針にて検討を行う。 児童・生徒数の動向に対応し、適正な教育環境を確保していくため、必要に応じて小中学校の適正規模及び適正配置について検討する。 余裕教室については、複合利用も視野に入れた有効活用を検討する。 旧小学校については、今後の方向性について協議・検討する。

品質に関する基本方針	子どもが日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行ない、予防保全型管理により施設の安全性を確保するとともに計画的な改修・更新を行う。
コストに関する基本方針	水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図る。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本地域には、一般国道 377 号及び綾川とその支流に沿った集落と山間部に点在する集落とがある。このような集落では、近年における出生率の低下と若年層の流出などから高齢化が急速に進行しており、今後、集落としての存続が難しくなることが予想される。

### (2) その対策

「末永く住み続けられる、持続可能な地域」を目指して、地域運営組織や集落支援員の配置など、地域の課題を地域で解決できるような仕組みや地域活性化につながる地域づくりを推進する。

また、中間管理住宅整備のような U・I ターン希望者の受入体制の強化とともに、必要な集落等への支援や施設整備を積極的に行う。

### (3) 計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	中間管理住宅整備事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展事業 集落整備	過疎地域活性化交付金事業 (内容) 本地域の地域運営組織に対して財政的支援を行うことで小さな拠点整備を図る。  集落支援員配置事業 (内容) 本地域に集落支援員を配置することで小さな拠点整備を図る。	町  町	(効果) 安全安心に暮らすことができる地域社会の実現が図られる。  (効果) 安全安心に暮らすことができる地域社会の実現が図られる。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

この分野に関するものはない。

## 1 1 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

芸術や文化はまちの個性、独自性を生み出す要素であり、まちづくりと密接に関わっている。本地域においてはこれまでも芸術・文化活動の振興に努めてきたが、若年層においては歴史や伝統文化に対する知識が十分に浸透しているとは言えず、地域外においてもその知名度は低いものと考えられる。

そのような中、本地域には大正天皇即位後に行われる大嘗祭に奉納する新米を栽培する田として選ばれた主基斎田があり、歴史と米作りの伝統文化を後世に伝えるため、町が記念館を整備し、主基斎田保存会がお田植祭りを主催している。

また、滝宮の念仏踊が令和4年に「風流踊」としてユネスコ無形文化遺産に登録されたことで、町内外の人が本地域の歴史・伝統文化に触れるきっかけとなり、次の世代への保存・継承につながることを期待する。

こうしたことから、地域の文化や歴史を体系的に学習、伝承できる機会を増やすとともに、地域外に向けても積極的に情報発信していく必要がある。

### (2) その対策

地域に根ざした個性豊かな文化の創造を目指し、住民の自主的、主体的な芸術・文化活動を推進するとともに、広く地域の歴史や文化について学ぶことができる機会を設けることで、伝承者の育成や独自の芸術・文化風土の創出に努める。

また、これらを町内外に向けて情報発信することで、他地域との交流を促し、地域の活性化にも繋げていく。

### (3) 計画

計画期間である令和8年度から令和12年度の間では実施すべき事業がない。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

この分野に関するものはない。

## 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

若年層の流出により、人口が減少し、高齢化が進むことで、地域社会の担い手不足や労働力不足が深刻化している状況にある。産業の衰退や生活インフラの低下、空き家問題と耕作放棄地の増大など、これらの問題は相互に影響しあい、地域社会の活力低下をもたらす要因となっている。

こうした中、過疎地域は、農業による土の流出を防ぐ機能や、土砂崩れを防ぐ機能など、多面的な役割を持っている。また、河川の上流域に位置することから、河川の水量を調節する水源かん養機能も果たし、下流域の住民の生活基盤を守る重要な役割を担っている。

本地域の豊かな自然環境に配慮しつつ、再生可能エネルギーのポテンシャルと地域にある資源（まち・ひと・しごと）を活用し、安全で豊富な食糧等の地域資源を最大限に生かし、生活インフラ等の地域課題を考え、社会・経済活動のあり方や暮らし方を見直し、後世に引き継げる、人と自然が共生する社会を形成することが求められている。

### (2) その対策

本地域において、自然的特徴を生かした再生可能エネルギーや地域に存在する資源を活用したバイオマス等の再生可能エネルギーを利用することで、環境への負荷が軽減されたエネルギーの供給と需要が生まれ、その地域にある課題と結びつけ解決を図り地域経済の発展に寄与することなどから再生可能エネルギーの利用を推進する。

また、地域で生み出した再生可能エネルギー電力をその地域で消費し、そこで得られた収益を地域に還元する「エネルギーの地産地消」の仕組みづくりに向け、他市町の先進事例等について情報収集を行うとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度も活用しながら、各関係機関と連携した取組みを進める。

### (3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	住宅用太陽光発電システム等設置費補助	町	(効果) 太陽光発電システム等の一層の普及促進及び有効活用により、将来にわたり温室効果ガスの削減が図られる。
		(内容) 限りある資源の消費抑制や地球温暖化の防止のため、住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電システムの設置者へ補助金を交付する。		
		既存住宅断熱リフォーム補助金	町	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
		(内容) 既存住宅から排出される二酸化炭素排出量の削減を推進するため、補助金を交付する。  本地域の課題を脱炭素に資する事業とマッチングを図り、解決へと進める事業	町	(効果) 省エネルギー化により使用電力が減り、少ない電力使用量による再生可能エネルギーの活用が見込まれる。  (効果) 地域課題の解決と脱炭素の取組を組み合わせることで両課題の解消が図られる。

- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合  
この分野に関するものはない。

### 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

今日の複雑、多岐にわたる行政に対するニーズの中で、望ましい地域づくりを進めていくためには、行政と住民がそれぞれの役割分担を良識的に明確化し、地域住民の創意と工夫を結集していくことが重要である。

そのためには、行政情報を住民に開示し、地域の現状や課題などについて共通の認識を持てるようにすることや、行政への参画機会を設けることが必要である。

また、行政だけでは対応しきれない課題も増加しており、特に福祉や防災、交流、生涯学習などの多様な分野でのボランティア活動が重要視されている。このことから、これらに対する推進体制の確立を図り、活動の活発化に努めていく必要がある。

(2) その対策

地域づくりに対する住民の参画意識を高め、行政と共に地域づくりを推進していけるパートナーの発掘、育成に努める。このためにも行政の情報を円滑に公開、提供できる環境を整える。

(3) 計画

計画期間である令和 8 年度から令和 12 年度の間では実施すべき事業がない。

- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合  
この分野に関するものはない。

## 過疎地域持続的発展特別事業一覧

計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住	若者定住促進補助金交付事業交付上限額引上げ	町	若者の定住を促進し、将来にわたり地域の活性化が図られる。
	地域間交流	綾上中学校跡地等利活用事業 (内容) 旧綾上中学校跡地の貸付に伴う、外部人材を活用した地方振興や関係人口の創出に向けた利活用を図る。	町	関係人口をはじめとする地域間交流を促進し、将来にわたり地域の活性化が図られる。
		山田こども園粉所分園跡地利活用事業 (内容) 旧山田こども園粉所分園跡地を地区活性化協議会に貸付し、地方振興や関係人口の創出に向けた利活用を図る。	町	関係人口をはじめとする地域間交流を促進し、将来にわたり地域の活性化が図られる。
		旧西分保育所跡地利活用事業 (内容) 旧西分保育所跡地への企業誘致やサテライトオフィスの誘致を推進し、地方振興や関係人口の創出に向けた利活用を図る。	町	関係人口をはじめとする地域間交流を促進し、将来にわたり地域の活性化が図られる。
	人材育成	地域プロジェクトマネージャー配置事業 (内容) 地域プロジェクトマネージャーを配置することで、本地域と行政の橋渡し役を担い、本地域の地域課題の解決を図る。	町	地域社会の担い手を育成することで、将来にわたり地域の活性化が図られる。
		地域おこし協力隊配置事業 (内容) 各地区活性化協議会に地域おこし協力隊を配置し、地方振興や関係人口の創出による地域の活性化を図る。	町	地域社会の担い手を育成することで、将来にわたり地域の活性化が図られる。
3 産業の振興	第1次産業	多面的機能支払事業 (内容) 農道・水路等の維持管理、軽微な補修、景観形成などの活動を支援する。	町	地域における様々な状況の変化に対応し、将来にわたって農業・農村の

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
				基盤を支え、 環境の向上 が図られる。
		中山間地域等直接支払事業 (内容) 農業生産条件が不利な状況にあ る中山間地域等における農業生産 の維持を図りながら、多面的機能 を確保するために、集落協定など に基づく農業生産活動等を行う農 業者等を支援する。	町	高齢化が進 む地域にお いて、耕作放 棄の発生防 止や農業生 産活動の継 続的実施、集 落機能の活 性化等の効 果が将来に 渡って及ぶ。
5 交通施設の整 備、交通手段の確 保	公共交通	デマンドタクシー運送事業 (内容) 公共交通の空白地域における高 齢者や学生などの足としてデマン ドタクシーを運行する。	町	自宅から固 定目的地ま で運行する デマンドタ クシーを運 行すること で、地域内 に限らず、町 内外へのア クセスや目 的に応じた 利用が可能 となり、将来 にわたり地 域における 利便性の確 保が図られ る。
6 生活環境の整 備	生活	農業集落排水施設運営事業 (内容) 地域内の農業集落排水施設(1 箇 所)の維持管理経費	町	衛生的で近 代的な生活 環境の保全 が図られる。
		し尿最終処理業務委託 (内容) 隣接する高松市への委託料	町	将来にわたり衛 生的で近 代的な生活 環境の保 全が図られ る。
		火葬業務委託 (内容) 指定管理者への委託料	町	効率的な運 営と接客サ ービスの向 上などによ り、将来に わたり行政 サービスの 水準確保・ 強化が図 られる。
	環境	塵埃収集業務委託 (内容) 民間事業者への委託料	町	将来にわたり衛 生的で近 代的な生活 環境の保

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
				全が図られる。
		塵埃中間処理業務委託 (内容) 隣接する高松市への委託料	町	将来にわたり衛生的で近代的な生活環境の保全が図られる。
	防災・防犯	常備消防委託 (内容) 隣接する高松市への委託料	町	消防体制の充実により将来にわたり安全・安心なまちづくりが図られる。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	放課後児童クラブ運営事業 (内容) 運営に係る経費	町	放課後児童クラブ運営により、将来にわたり子育て環境の充実が図られる。
	高齢者・障害者福祉	買物弱者支援事業 (内容) 移動販売に係る経費及び販売拠点までの移動支援等生活支援に係る経費	町	将来にわたり高齢者の食生活の改善や心身機能の維持向上が図られる。
8 医療の確保	その他	子育て支援医療費支給事業 (内容) 18歳に達する日以後、最初の3月31日までの医療費支給	町	医療費負担の軽減により、医療機関を受診しやすい環境となることに加え、将来にわたり子育て支援、少子化対策にも効果がある。
10 集落の整備	集落整備	過疎地域活性化交付金事業 (内容) 本地域の地域運営組織に対して財政的支援を行うことで小さな拠点整備を図る。	町	安全安心に暮らすことができる地域社会の実現が図られる。
		集落支援員配置事業 (内容) 本地域に集落支援員を配置することで小さな拠点整備を図る。	町	安全安心に暮らすことができる地域社会の実現が図られる。

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
12 再生可能エ ネルギーの利用 の推進	再生可能エネルギ ー利用	住宅用太陽光発電システム等設置費 補助 (内容) 限りある資源の消費抑制や地球 温暖化の防止のため、住宅用太陽 光発電システム及び住宅用蓄電シ ステムの設置者へ補助金を交付す る。	町	(効果) 太陽光発電 システム等 の一層の普 及促進及び 有効活用に より、将来に わたり温室 効果ガスの 削減が図ら れる。
		既存住宅断熱リフォーム補助金 (内容) 既存住宅から排出される二酸化 炭素排出量の削減を推進するた め、補助金を交付する。	町	省エネルギ ー化により 使用電力が 減り、少ない 電力使用量 による再生 可能エネル ギーの活用 が見込まれ る。
		本地域の課題を脱炭素に資する事業 とマッチングを図り、解決へと進め る事業	町	地域課題の 解決と脱炭 素の取組を 組み合わせ ることで両 課題の解消 が図られる。